

第13号議案

中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長」を「市」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 入院の場合 次のアからウまでに掲げる重度障がい者の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 零円

イ 低所得者（アに掲げる者を除く。） 1日につき300円。ただし、1月につき6,000円を限度とする。

ウ ア又はイに掲げる者以外の者 1日につき500円。ただし、1月につき10,000円を限度とする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1月につき500円。ただし、自己負担分相当額が500円に満たない額の場合は、当該額とする。

第4条第3項中「15歳」を「18歳」に改める。

第6条第2項中「中間市子ども医療証」を「子ども医療証」に改める。

第10条を次のように改める。

（損害賠償請求権の代位取得等）

第10条 市は、重度障がい者医療費の支給の事由が第三者の行為により生じた場合において、重度障がい者医療費を支給したときは、その支給した額の限度において、受給資格者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

2 市は、前項に規定する場合において、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、重度障がい者医療費を支給しない。

第13条の見出しを「（入所の場合の特例）」に改め、同条第1項中「中間市」を「市」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に、「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」を「、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」に改め、「第11条第1号」の次に「の規定」を、「設置する施設」の次に「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護保険施設」を加え、「入所した」を「入所等をした」に改め、同条第2項中「中間市が」を「市が」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第13条（見出しを含む。）の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例第4条第1項及び第3項の規定は、施行日以後に受ける医療に係る重度障がい者医療費について適用し、施行日前に受ける医療に係る重度障がい者医療費については、なお従前の例による。

中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(重度障がい者医療費の支給)</p> <p>第4条 市は、重度障がい者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。第2号において「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障がい者又はその保護者に対し、重度障がい者医療費として支給する。ただし、当該重度障がい者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。</p> <p><u>(1) 入院の場合 次のアからウまでに掲げる重度障がい者の区分に応じ、当該アからウまでに定める額</u></p> <p>ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 零円</p> <p>イ 低所得者（アに掲げる者を除く。） 1日につき300円。ただし、<u>1月につき6,000円を限度とする。</u></p> <p>ウ ア又はイに掲げる者以外の者 1日につき500円。ただし、<u>1月につき10,000円を限度とする。</u></p>	<p>(重度障がい者医療費の支給)</p> <p>第4条 市長は、重度障がい者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。第2号において「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障がい者又はその保護者に対し、重度障がい者医療費として支給する。ただし、当該重度障がい者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。</p> <p><u>(1) 入院の場合 1日につき500円とし、1月につき10,000円（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき3,500円）を限度とする。ただし、低所得者は、1日につき300円とし、1月につき6,000円（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき2,100円）を限度とする。</u></p>

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1月につき500円。ただし、自己負担相当額が500円に満たない額ときは、当該額とする。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障がい者医療費は支給しない。

4 (略)

(重度障がい者医療証の交付)

第6条 (略)

2 重度障がい者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで中間市子ども医療費支給条例に規定する受給資格を有していた者は、重度障がい者医療証の交付と引換えに子ども医療証を市長に返納しなければならない。

3 (略)

(損害賠償請求権の代位取得等)

第10条 市は、重度障がい者医療費の支給の事由が第三者の行為により生じた場合において、重度障がい者医療費を支給したときは、その支給した額の限度において、受給資格者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

2 市は、前項に規定する場合において、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、重度障がい者医療費を支給しない。

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき500円とする。ただし、自己負担相当額が500円に満たない額ときは、当該額とする。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障がい者医療費は支給しない。

4 (略)

(重度障がい者医療証の交付)

第6条 (略)

2 重度障がい者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで中間市子ども医療費支給条例に規定する受給資格を有していた者は、重度障がい者医療証の交付と引換えに中間市子ども医療証を市長に返納しなければならない。

3 (略)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、重度障がい者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度障がい者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障がい者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(入所の場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する主務省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護保険施設（以下この項において「障がい者施設等」という。）に入所等をしたため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は同条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下この項において「障がい児施設等」という。）に入所したため、障がい児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障がい児施設等に入所した際、中間市の区域内に住所を有していたと認められるものは、市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。

(障がい者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この項において「障がい者施設等」という。）に入所したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、中間市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は同条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下この項において「障がい児施設等」という。）に入所したため、障がい児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障がい児施設等に入所した際、中間市の区域内に住所を有していたと認められるものは、中間市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。